

朝日・温海地域 高等学校等生徒通学費支援制度のお知らせ

鶴岡市では、遠距離通学のため通学費の負担が大きい朝日・温海地域から通学する高等学校等生徒の保護者を対象とし、通学費の一部を支援する制度を実施しています。

対象者	朝日・温海地域に住所を有し、自宅から高等学校等までJR又はバスの定期券を購入して通学している生徒の保護者 *他の制度による補助金や助成を受けている場合は対象外となります。	
補助金額	月額5,000円(年額60,000円)を自己負担額上限として、それを超えた通学費を補助します。なお、通学費の計算方法には基準があります。(※1)	
申請期間	定期券の有効期限が終了した日から、定期券の有効期限の属する年度末となります。	
申請に必要なもの	① 定期券の写し又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写し 【バス定期券は「ショウコウチェリカ：ICカード内容控」の写し】(※2) ② 学生証の写し又は生徒(学生)であることを証明する証書類 ③ 申請者名義の振込口座が確認できるもの LINE申請の場合：スマートフォン、マイナンバーカード(パスワード)が必要となります。	
申請方法	LINE申請 【24時間受付】	(1) 電子交付を受けるための事前登録(マイナポータル、e-私書箱) (2) 鶴岡市公式LINEより申請(所要事項入力、写真データのアップロード) (3) 電子交付システムの利用者登録(e-私書箱へ連携) ※(1)と(3)については、初回のみの手続きとなります。
	窓口申請	(1) 申請書類[補助金交付申請書・通学明細書・請求書]に所要事項を記入・押印、又は受付窓口(朝日庁舎総務企画課)にて申請書類に所要事項を記入・押印 ・申請書類は朝日庁舎総務企画課に設置しています。 ・鶴岡市ホームページからダウンロードもできます。 ※ 申請の際は上記の書類のほか、 <u>申請者の印鑑(スタンプ印不可)を持参してください。</u> (2) 申請書類に①定期券の写しと②学生証の写しを添付し、受付窓口へ提出

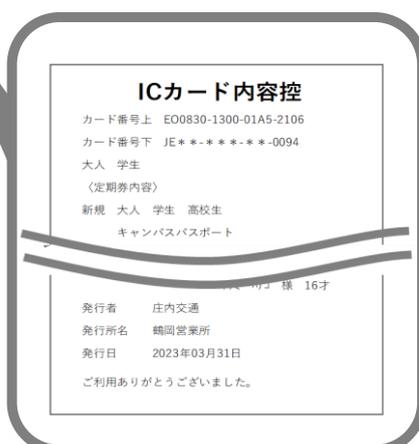
◇ 詳細は、鶴岡市のホームページをご覧ください。【<https://www.city.tsuruoka.lg.jp>】

鶴岡市HPはこちらから↓



(※1) 自宅から通学する高等学校等までの合理的な経路をもとに、1年間を通して通学するために最も経済的な定期券代(JRは6ヶ月通学定期券、バスは1年間のキャンパスパスポート)を年間補助対象事業費の基準とします。

(※2) ショウコウチェリカカード本体には定期券の内容が印字されないため、定期券購入時に発行される「ICカード内容控」の写しが必要となります。



申請・問合せ先
 朝日庁舎総務企画課
 TEL : 53-2112

高等学校等生徒通学費支援事業 Q&A

Q.1 この事業で補助を受けるための条件は何ですか？

A.1 以下の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ①高等学校等に通学する生徒(令和5年4月1日現在、高校1年～3年に在学する者に限る。)、保護者ともに朝日又は温海地域に住所があること。
- ②通学のために、JR又は路線バス(公共交通機関)の定期券を購入していること。
- ③他の制度による補助金や助成を受けていないこと。

Q.2 バス・JR等は利用せず自家用車で高校へ送迎していますが、この事業の対象にならないですか？

A.2 公共交通機関を利用しない場合は、この制度の対象にはなりません。ただし、公共交通機関を利用する際、バス停までの距離が片道2km以上ある方の自家用車送迎については、定期券代と合わせて自家用車による送迎費用も対象になります。(自家用車送迎加算) *A.3をご参照ください。

Q.3 自家用車送迎加算について教えてください。

A.3 通学に際し、最寄バス停留所までの家族等の自家用車送迎に要する費用として一定の計算式で得た費用を通学費に加算できます。ただし、片道2km以上の場合に限りです。
くわしくは表面の問い合わせ先までお問い合わせください。

Q.4 回数券や現金でバスや鉄道に乗っていますが、その運賃はこの事業の対象にはならないのですか？

A.4 補助対象となる運賃の支払いであることを確認できないため、この事業の対象にはなりません。

A.1 回答のとおり、定期券購入が補助の条件です。

Q.5 補助金の計算方法について、くわしく教えてください。

A.5 自宅から通学する高等学校等まで合理的な経路を利用し、1年間を通して通学するために購入可能で最も経済的な定期券代を年間補助対象事業費の基準とします。

注:最も経済的な定期券代(=年間補助対象事業費の基準)とは…
バスの場合 … 庄内交通キャンパスパスポート通学定期1年(12ヶ月定期券)
JRの場合 … JR旅客通学定期6ヶ月

(例) 落合集落(最寄バス停が新落合)から鶴岡工業高校に通学

定期券購入費 ⇒ 134,640円(バス乗車区間:新落合～本町川端通りを1年定期で購入)
補助対象通学費 ⇒ 134,640円
補助金の額 ⇒ 134,640円 - 60,000円 = **74,640円**

Q.6 申請手続きはどのようになりますか？

A.6 定期券の使用期限が終了した日以降に、利用した定期券の写し(バス定期券は「ショウコウ チェリカ :ICカード内容控」の写し)、又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写しを持参のうえ、申請手続きをしてください。

申請期限は、定期券終期の属する年度末

【令和5年度は令和6年3月31日】となります。



※令和5年度より鶴岡市LINE公式アカウントからも申請ができます。

これまでどおり、朝日庁舎総務企画課の窓口での書面申請も受付します。

庄内交通及びJR東日本各窓口での補助金申請手続きはできませんのでご注意ください。

申請手続きの詳細は、市のホームページまたは朝日庁舎総務企画課(TEL 53-2112)でご確認ください。



鶴岡市HPはこちらから
←